［略］	［略］	［略］
第三十三条の八第二項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項から第三項まで	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十八条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第七条第一項に規定する改正後厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第六十五条の二又は第六十六条
第三十三条の八第二項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
［略］	［略］	［略］
第三十三条の九第二項（各号を除く。）	請求書	申請書
第三十三条の九第二項第一号	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項又は第九十三条の二第一項各号のいずれか若しくは同条第二項第二号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十八条第一項により読み替えて適用することとされた厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項
第三十三条の十第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第二条第三項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第二条第三項
第三十三条の十第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
［略］	［略］	［略］

2　［略］

［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の八第二項	法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項から第三項まで	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十八条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第七条第一項に規定する改正後厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第六十五条の二又は第六十六条
第三十三条の八第二項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の九第二項	請求書	申請書
第三十三条の九第二項第一号	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項又は第九十三条の二第一項各号のいずれか若しくは同条第二項第二号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十八条第一項により読み替えて適用することとされた厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項
第三十三条の十第一項	法第二十五条において準用する組合法第二条第三項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第二条第三項
第三十三条の十第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
［同上］	［同上］	［同上］

2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。